

金亀公園テニスコート夜間照明改修設計・施工に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

金亀公園テニスコート夜間照明については、老朽化が進んでおり、また、灯具は水銀灯を使用しているが、生産終了となっているため、交換も困難な状況となっている。加えて、水銀灯は消費電力が大きく、電気料金も負担となっている。以上のことから、今回、エネルギー効率の高いLED照明に更新するものである。

夜間照明設備は、グラウンドを照らす設備であり、各メーカーによって、照明器具の規格や仕様が異なるため、求める仕様に対して導入する照明器具の数や制御方法、グレアの低減、均斉度などが異なる。加えて、本整備に対しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金の交付を受けることが決まっており、限られた工期の中で施設の利用に配慮し、令和7年度中に完成させる必要があることから、公募型プロポーザル方式により幅広く提案を求め、優れた照明施設配置計画の提案者を工事請負候補者として選定するものである。

2 一般事項

- (1) 名称：金亀公園テニスコート夜間照明改修設計・施工に係る公募型プロポーザル
- (2) 趣旨：本プロポーザルは、夜間照明の設計・施工案の提出を求め、工事請負候補者を選定するものである。
- (3) 選定方式：本プロポーザルは公募型とし、金亀公園テニスコート夜間照明改修設計・施工に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」といい、その組織構成員を「審査委員」という。）において選定する。
- (4) 工事内容：
 - ア 工事名：R7 金亀公園テニスコート夜間照明改修工事
 - イ 施工場所：彦根市金亀町
 - ウ 工期：契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）まで
 - エ 発注方式：実施設計および施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式
 - オ 工事概要：実施設計、製作 一式
 - 夜間照明改修 一式
 - 既存照明撤去・処分 一式
 - その他、総工事価格の範囲内で施設価値を高める応募者からの積極的な追加提案を求める。
- カ 総工事価格：24,090,000 円以下（消費税および地方消費税を含む。）
- キ 要求事項：「R7 金亀公園テニスコート夜間照明改修工事 発注者の要求事項（以下、「要求事項」という。）」（別添1）のとおり

3 参加申込者の資格要件

本プロポーザルの参加申込者は、次のすべての資格要件を満たすこと。

- (1) 参加表明時において、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による電気工事業に係る一般建設業または特定建設業の許可を有する者であること。（支店、営業

所等で参加する場合は、当該支店、営業所等で許可を受けていること。)

- (2) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けており、かつ、総合評定値に係る通知の請求を行っていること。なお、本市の電気工事の有資格者名簿に記載されている総合評定値730点以上の指定業者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第104号)に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (5) 彦根市入札参加資格者実態調査実施要綱(平成26年彦根市告示第258号)に基づく改善指導を受けた場合、既に改善済みであることが確認されている者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始または破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。
- (9) 次のアからオまでの要件に該当する者であること。
 - ア 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員をいい、本プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていないこと。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していないこと。
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

4 提出書類

本プロポーザルへの参加申込者は、「金亀公園テニスコート夜間照明改修設計・施工に係る公募型プロポーザル提出書類作成要領(以下、「提出書類作成要領」という。)」(別添2)に従い、次の書類を提出すること。なお、提出書類様式は、彦根市ホームページから出力すること。

- (1) 参加申込書(様式1)
- (2) 誓約書兼同意書(様式2)
- (3) 配置予定技術者届出書(様式3)
- (4) 委任状(様式4)および営業所一覧表(支店等から参加する場合のみ)
- (5) 建設業許可通知書または建設業許可証明書(審査基準日において有効であるものに限る。)の写し

- (6) 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（最新のものに限る。）の写し
- (7) 提案書（様式5-1、5-2）
- (8) 工事費内訳書（見積書）（様式6）
- (9) 提案目的物の概要図（完成予想図）
- (10) 施工実績一覧表（様式8）

5 提出書類の提出期限等

- (1) 提出期限：令和7年10月1日（水）午後4時45分まで（必着）
- (2) 提出先：彦根市都市政策部都市計画課（事務局）
- (3) 提出方法：持参または郵送（ただし、郵送の場合は簡易書留で必着のこと。）

6 質問等

質問は、質問書（様式7）により提出すること。

- (1) 提出期間：令和7年8月26日（火）から令和7年9月3日（水）まで（彦根市の休日を定める条例（平成2年条例第12号）第1条に規定する市の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）の午前9時00分から午後4時45分まで
- (2) 提出先：彦根市都市政策部都市計画課（事務局）
- (3) 提出方法：持参、FAXまたは電子メール（ただし、質問の未到着を防ぐため、電話による事前、事後の確認を行うこと。）
- (4) 回答方法：質問内容を取りまとめ、彦根市ホームページに掲載する。
- (5) 回答日：令和7年9月8日（月）
- (6) その他：
 - ア 質問および質問に対する回答は、本実施要領、要求事項および提出書類作成要領の追補とみなす。
 - イ 質問書（様式7）以外の手段で提出された質問に対しては回答しない。
 - ウ 質問の内容によっては、回答できない場合がある。
 - エ 質問に対する回答において、事業者名等は公表しない。
 - オ 質問がない場合は、彦根市ホームページに掲載しない。

7 貸与資料

金亀公園テニスコート図面および周辺の現況測量図データを貸与する。貸与希望者は、令和7年9月17日（水）までに、事務局まで電話にて貸与希望の旨を申し出ること。

8 現地視察

現地視察が必要な場合について、参加申込者は自由に行うことができる。ただし、金亀公園テニスコート場内を視察する場合は、公園内の管理事務所職員の下承を得てから行うこと。

9 工事請負候補者の審査、選定方法および評価基準

(1) 審査委員会

提案者の中から、工事請負候補者を選定するための審査は、審査委員会が行う。

ア 審査委員会は、提案評価基準に基づき評価を行い、総合評価点の多い順に順位を決定し、最所得点の提案者を工事請負候補者、第2位を次点候補者、第3位を第3候補者とする。ただし、総合評価点において満点の5割未満の場合は、工事請負候補者としない。また、得点が同点の場合には、工事価格の低い提案者を優先する。

イ 審査委員会名簿については、工事請負契約締結後に公表する。

(2) 審査、選定方法

参加申込者が作成し、提出した提案書等について「提案評価基準」(別添3)に基づき評価を行い、評価点集計を行う。審査方法は、評価項目ごとの合計点数で競うものとする。

ア 失格事項確認

参加申込者の「13 失格事項」該当の有無について、事務局が提出書類等の確認を行い、該当しない場合はその者を事前審査、プレゼンテーション審査へ進むプロポーザル提案者(以下、「提案者」という。)とする。該当者には別途通知する。

イ 事前審査

参加者が4者以上の場合、応募書類全体に対する事前審査を審査委員会で行う。審査委員が提案評価基準に基づき評価を行い、3者まで選考する。審査結果については、別途通知する失格事項確認の結果に代えて通知する。審査結果については、令和7年10月7日(火)に通知を行う予定である。なお、本審査を通過しない者は、プレゼンテーション審査に参加することができない。

ウ プレゼンテーション審査

提案者が作成し、提出した提案書等の内容をより詳しく理解し、公平な審査を行うため、プレゼンテーション(提案者による提案内容説明)および質疑応答を実施し、提案者が作成し、提出した提案書等について、審査委員が提案評価基準に基づき評価を行い、評価点の集計を行う。

(ア) 日時、会場

詳細については、提案者に対して別途通知する。なお、審査は令和7年10月10日(金)を予定し、審査会場は彦根市役所庁舎内を予定している。

(イ) 時間配分

プレゼンテーションの時間は20分以内とする。

(ウ) 説明内容

提出書類を補足する形で行うこととし、記載なき内容に関する説明は一切無効とする。

(エ) 説明方法

パワーポイント(Microsoft Office PowerPoint)を使用した口述説明を基本とする。

(オ) 説明者

3名まで審査会場への入室を認める。

(カ) 使用機器

プロジェクター（端子：RGBおよびHDMI）、ケーブル、スクリーン、ホワイトボード、マーカー、ポインターおよびワイヤレスマイクは事務局が用意し、その他の機器については提案者が持ち込むこととする。

（キ） 傍 聴

他の提案者の傍聴（審査会場への入室）は認めない。

（ク） そ の 他

提案者が1者であっても実施する。プレゼンテーション審査結果については、プレゼンテーション参加者に通知するとともに、彦根市ホームページに掲載する。審査結果の通知および公表については、令和7年10月16日（木）に行う予定である。なお、参加者の事業者名等は公表しない。

（3） 審査結果等に対する説明

通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、市長に対して審査結果に対する説明を請求することができる。

また、請求に対する回答については、請求期限の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

1 0 日程（一部予定を含む）

- | | | |
|---------------------------|---|----------------------------------|
| （1） 公募型プロポーザル実施要領の公表 | ： | 令和7年8月26日（火）から
工事請負契約の締結まで |
| （2） 参加申込み（提出書類）の受付期間 | ： | 令和7年8月26日（火）から
令和7年10月1日（水）まで |
| （3） 質問書の受付期間 | ： | 令和7年8月26日（火）から
令和7年9月3日（水）まで |
| （4） 質問書に対する回答期間 | ： | 令和7年9月8日（月）から
工事請負契約の締結まで |
| （6） 失格事項確認（事前審査）の結果通知（予定） | ： | 令和7年10月7日（火） |
| （7） 審査委員会（プレゼンテーション）（予定） | ： | 令和7年10月10日（金） |
| （8） 審査結果の通知、公表（予定） | ： | 令和7年10月16日（木） |
| （9） 工事請負契約の締結（予定） | ： | 令和7年11月26日（水） |

1 1 工事請負契約の締結

「9 工事請負候補者の審査、選定方法および評価基準」により選定した、工事請負候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。

なお、工事請負候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。さらに、次点候補者とも契約が成立しない場合は、第3候補者から見積書を徴する。

1 2 著作権および提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出された提案書、提案目的物の概要図および構造図の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

(2) 提出書類

市は、本プロポーザルに関する公表、展示およびその他市が必要と認めるときに、提案者の承諾を得ずに提案書、提案目的物の概要図および構造図を無償で利用できるものとする。

1 3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

- (1) 「3 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 本実施要領に定める手続以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- (5) その他本実施要領に違反すると認められる場合

1 4 その他

- (1) 市は、工事請負候補者の審査、選定を行うために必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差替および再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、原則として本工事以外に使用しないが、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、彦根市情報公開条例（平成 14 年条例第 56 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (6) 工事請負契約が成立するまでの間において、参加申込者が「1 3 失格事項」に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。
- (7) 本プロポーザルにおいて市が提供する資料は、本プロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (8) 参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

1 5 問合せ、提出書類提出先

彦根市都市政策部都市計画課（事務局） 担当：石田

〒522-8501 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号

T E L 0749-30-6124

F A X 0749-24-8517

E-mail toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp